

令和4（2022）年12月27日開催

令和4年度
柏崎市農業委員会第31回議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会第31回総会 議事録

- 1 日 時 令和4年12月27日(火)
- 2 場 所 市役所1階 多目的室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第4条許可申請について
議第3号 農地法第5条許可申請について
議第4号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業の特例事業 県農林公売渡分 県営経営体育成基盤整備事業 黒滝地区)
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後1時30分

山崎事務局長

これより、第31回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

山崎事務局長

委員数は19人です。遅参と思われる者1人、現在の出席委員数は18人で、過半数であることを報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の出席委員数は25人です。

議長

ただ今の事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

それでは、4番 平野 松夫委員、15番 金子 武彦委員の2人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条許可申請について」、申請番号 1 の案件が、農業委員 ○○
○○委員に関する案件でありますので、○○委員の退席を求めます。

－ ○○委員退席 －

議長

それでは、事務局の説明を求めます。

和田主任

それでは、議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可の申請番号 1
について、御説明いたします。

申請番号 1 加納地内、5 筆、田、計 1,846 m²。自作地の売買。経営規模拡大。○○○円
です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 1 について、それぞれ地区担
当の委員、農地会議代表者、事務局の大橋係長、和田主任が現地調査を行いました。

審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 7 号
までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませ
んか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号の申請番号 1 の案件を許可処分と決定するこ
とに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号 申請番号 1 の申請案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました○○
委員の入室を求めます。

－ ○○委員入室 －

議長

○○委員に退席を求めましたが、申請番号 1 の案件は、許可処分と決定いたしました。

議長

続いて、議第 1 号 申請番号 2 から 5 までの案件について、事務局の説明を求めます。

和田主任

それでは、議案書 1 ページを御覧ください。議第 1 号 農地法第 3 条許可の申請番号 2 から申請番号 5 について、御説明いたします。

申請番号 2 上田尻地内、6 筆、田、計 3,580 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号 3 森近地内、田、1,018 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号 4 東条地内、3 筆、田、計 4,510 m²。自作地の売買。経営規模拡大。〇〇〇円です。

申請番号 5 荒浜二丁目地内、5 筆、畑、計 1,179 m²。自作地の贈与。経営規模拡大。無償です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件である申請番号 2 から申請番号 5 について、それぞれ地区担当の委員、農地会議代表者、事務局の大橋係長、和田主任が現地調査を行いました。

審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 7 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号 申請番号 2 から 5 の案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号 申請番号 2 から 5 の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 2 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 朝日が丘地内、3 筆、田及び畑、計 137.6 m²。宅地の拡張。第 3 種でございます。

申請地は、40 年ほど前に申請者の亡き父が農家住宅の敷地の一部として造成を行い、この度、相続の手続きを機に判明したことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 2 朝日が丘地内、田、317 m²。農作業所及び倉庫。第 3 種でございます。

申請地は、30 年ほど前に申請者の亡き父が農作業所及び倉庫の敷地として造成を行い、この度、相続の手続きを機に判明したことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 3 北半田一丁目地内、田、187 m²。貸駐車場。第 3 種でございます。

申請地につきましては、〇〇〇の院外薬局で申請地に近接する〇〇〇の利用者用の駐車場として、申請者が令和 3 年に造成し、同薬局に貸し出していることから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特に問題はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしく御願いたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 議長との声あり －

No.15 阿部 淳一農業委員

申請番号 1 と 2 について、皆さんが皆、農業委員会に相続の届出をするものなのでしょうか。

大橋係長

相続登記が終わった農地に関しては、農業委員会に届出をすることになっております。そして、事務局で固定資産の課税台帳や航空写真で突き合わせまして、違反状態の農地に関しては、御本人に通知を差し上げています。それによって御本人が違反状態ということを確認されて手続きをするといった流れになっております。

No.15 阿部 淳一農業委員

その手続きをしない方もいるのですか。

大橋係長

基本的には、御本人に通知を差し上げているので、何かの手続きをしているのではないかと思います。

No.15 阿部 淳一農業委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

議長

他に御意見御質問はありませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第 3 号 農地法第 5 条申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

それでは、議案書 3 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 安田地内、2 筆、田及び畑、計 612 m²。一般個人住宅。第 3 種でございます。

申請地は、転用面積が 612 m²であり、新潟県が示している一般個人住宅の転用面積の目安である 500 m²を超えていますが、地形的に一部高低差があること及び、同居を予定している親族が車いすを利用しており、通路を広めに確保する必要があることを考慮したものとなっています。

申請番号 2 北条地内、田、6.61 m²。宅地の拡張。第 3 種でございます。

申請地につきましては、市道整備の際に分筆した農地の残地であり、以前より、渡人の先代が受人に宅地として貸与し、一般個人住宅の敷地の一部として利用されていたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号 3 下田尻地内、3 筆、畑、302 m²。建売住宅 1 棟。第 3 種でございます。

申請番号 4 松波一丁目地内、畑、230 m²。宅地造成 1 区画。第 3 種でございます。

申請番号5 加納地内、田、79 m²。通路。第2種でございます。

申請地は、受人が昭和46年頃より、隣接する車庫・作業場及び倉庫の通路として利用しており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出の上で追認許可を求めるものです。

申請番号6 宮之窪地内、田、692 m²。販売用自動車展示場。第3種でございます。

本件につきまして、受人は宮之窪地内において新中古自動車の販売業等を行っております。現在の事務所敷地内の駐車可能台数は、展示販売用及び従業員用を含め10台分であり、スペースが不足していることから、事務所から距離が近い申請地を取得し、利用するものです。

続きまして、議案書4ページを御覧ください。

申請番号7 松波二丁目地内、2筆、畑、888 m²。工場敷地。第3種でございます。

本件につきまして、受人は申請地に隣接する工場において鋳物関係製品の製造等を行っております。事業拡大に伴い、鋳型製造工場の新築を計画していますが敷地が不足していることから、申請地を取得し、利用するものです。

申請番号8 安田地内、3筆、田、974 m²。保育園敷地の拡張。第3種でございます。

本件につきまして、柏崎市は、柏崎市立田尻保育園及び安田保育園を統合し、現在の三ツ家農村公園において新たな田尻保育園の建築を計画しております。このことに伴い、職員数が増加し駐車場が不足すること及び、園庭のスペースを確保する必要があることから、申請地を取得し、保育園敷地を拡張するものです。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の4ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第3号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第3号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に、「議第4号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について

て（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 県営経営体育成基盤整備事業 黒滝地区）」事務局の説明を求めます。

和田主任

議案書 5 ページを御覧ください。議第 4 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 県営経営体育成基盤整備事業 黒滝地区）、御説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分、農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 売渡分）（県営経営体育成基盤整備事業 黒滝地区 関連）。2、権利の種類、所有権移転。3、当事者間の法律関係、売買。4、所有権移転の時期、公告日。5、引渡の時期、所有権移転登記完了日。6、対価の支払時期、農林公社発行の納入通知書の期日。7、対価の支払方法、農林公社の指定金融機関に納入する。8、対象農用地の面積 田（58 筆）、39,228.00 m²。9、関係人の数、受人 2 人、渡人 1 人（新潟県農林公社）。10、実施地区、柏崎市。11、公告年月日、令和 5（2023）年 1 月 18 日。農用地利用集積計画の明細は、6 ページに記載のとおりです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を事務局の提案のとおり決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号の申請案件を事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

それでは、その他の事項を事務局からお願いします。

山崎事務局長

（その他連絡事項）

議長

以上で、本日の日程は終了しました。

閉会 午後2時10分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____